

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

| 目 | 次 |
|---|---|
| | |

則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第2号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則

規

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成26年沖縄県規則第67号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

| # | |
|---|---|
| 舌 | 亦 |

沖縄県告示第98号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成29年2月21日から同年3月6日までの間、沖縄県農林水産部農政

経済課において縦覧に供する。 平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 任出体の訊与始大巫ルフ 1.14 |
|-------------------------------------|-----------|------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
| 大城正照 | 国頭村字比地 | 国頭村字比地長根602番ほか2筆 |
| 大城武雄 | 国頭村字桃原 | 国頭村字奧間宇志川原450番1 |
| 平良昭悟 | 国頭村字桃原 | 国頭村字桃原桃原153番2ほか5筆 |
| 平良昭悟 | 国頭村字桃原 | 国頭村字奥間島野原389番ほか3筆 |
| 前川寿史 | 名護市字幸喜 | 名護市字幸喜又原1275番ほか1筆 |
| 宮城政喜 | 名護市字田井等 | 名護市字饒平名大堀820番 2 |
| 金城達次 | 本部町字谷茶 | 本部町字崎本部塩川原2593番1ほか2筆 |
| 農業生産法人有限会社ロングビー チランド | 本部町字東浦崎 | 本部町字北里中尾原1105番 |
| 宮平憲勇 | 読谷村字高志保 | 読谷村字高志保伊保原683番2ほか3筆 |
| 宮平憲勇 | 読谷村字高志保 | 読谷村字高志保伊保原683番3ほか6筆 |
| 比嘉健二 | 読谷村字波平 | 読谷村字高志保連道原781番3ほか1筆 |
| 比嘉健二 | 読谷村字波平 | 読谷村字高志保連道原792番 |
| UEHARA ALEXANDR E HIDEKI (上原ヒデキ) | 西原町字我謝 | 中城村字津覇野国謝原785番1 |
| リマ・マテウス・セイジ・コヌマ | 大宜味村字喜如嘉 | 大宜味村字喜如嘉大福原1581番ほか3筆 |
| リマ・マテウス・セイジ・コヌマ | 大宜味村字喜如嘉 | 大宜味村字喜如嘉大福原1579番ほか5筆 |
| 大底洋一 | 石垣市字大浜 | 石垣市字宮良ヨシキド2100番ほか4筆 |
| 金城義幸 | 糸満市字国吉 | 糸満市字宇江城南原376番ほか5筆 |
| 久保田専 | 糸満市字伊原 | 糸満市字伊原伊原原667番 |
| 富名腰泰裕 | 南風原町字新川 | 南風原町字宮平宇底堂原736番1ほか5筆 |
| 西里伊佐武 | 八重瀬町字友寄 | 八重瀬町字東風平東原1002番1 |
| 西里伊佐武 | 八重瀬町字友寄 | 八重瀬町字東風平東原874番1 |
| 有限会社球美開発 | 久米島町字儀間 | 久米島町字銭田下銭田原95番ほか7筆 |
| 有限会社球美開発 | 久米島町字儀間 | 久米島町字具志川仲間357番39ほか1筆 |
| 仲村安政 | 南城市佐敷字冨祖崎 | 南城市佐敷字冨祖崎冨祖崎原92番1ほか29筆 |
| 與那覇政一 | 沖縄市南桃原 | 沖縄市古謝三丁目827番1ほか2筆 |
| 株式会社農業生産法人テクノグリーン | 沖縄市大里 | うるま市字高江洲東原73番4ほか2筆 |
| 洲鎌光吉 | 石垣市字名蔵 | 石垣市字大川ブンニ1272番1ほか1筆 |

| - 1 | | | | _ |
|-----|------|--------|--------------------|---|
| | 前瓦幸美 | 石垣市字白保 | 石垣市字白保野地原892番1ほか1筆 | |

2 申請年月日 平成29年2月8日

沖縄県告示第99号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用 配分計画を認可した。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 任用格力訊中標子,亞江又 [] |
|-----------------|----------------|-------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
| 有限会社ユナンダキ野菜生産組合 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宮古島市城辺字西里添東与並武67番3 (仮換地) ほか1筆 |
| 奥平広吉 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宮古島市城辺字西里添中与並武13番(仮換地)ほか2筆 |
| 奥平勝彦 | 宮古島市平良字西里 | 宮古島市城辺字西里添中与並武4番(仮換地)ほか3筆 |
| 佐和田健二 | 宮古島市城辺字砂川 | 宮古島市城辺字西里添中与並武1番1 (仮換地) ほか1筆 |
| 謝敷弘一 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宫古島市城辺字西里添東与並武37番(仮換地) |
| 勝連忠二 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宮古島市城辺字西里添中与並武51番(仮換地)ほか3筆 |
| 勝連邦夫 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宮古島市城辺字西里添中与並武22番1 (仮換地) ほか1筆 |
| 川満徳吉 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宮古島市城辺字西里添中与並武18番1 (仮換地) ほか2筆 |
| 農事組合法人仲原ハーベスター | 宮古島市城辺字友利 | 宮古島市城辺字西里添東与並武39番(仮換地) |
| 農業生産法人合同会社琉寿 | 宮古島市城辺字西里 添 | 宮古島市城辺字西里添中与並武2番2 (仮換地) |
| 田盛一雄 | 石垣市字登野城 | 石垣市字宮良ヤモレー1894番 1 |
| 半嶺智吉 | 石垣市字宮良 | 石垣市字宮良牧中1210番364 |
| 平良允啓 | 石垣市字大浜 | 石垣市字石垣東嵩原772番1ほか3筆 |
| 前泊竹宏 | 竹富町字小浜 | 竹富町字小浜南風花2143番 3 |
| 大久隆三 | 竹富町字小浜 | 竹富町字小浜テンナ1603番1ほか3筆 |
| 田島寛二 | 与那国町字与那国 | 与那国町字与那国立田神4243番1 |
| 佐々木海 | 宜野湾市宜野湾 | 中城村字津覇浜原438番ほか1筆 |
| 農業生産法人株式会社アトラス | うるま市与那城屋慶 名 | うるま市与那城西原与比422番 1 |

2 認可年月日 平成29年2月10日

沖縄県告示第100号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年2月21日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年3月3日から同年4月23日まで
- 4 観覧料の額

平成28年度美術館企画展「沖縄の美術シリーズVI 山元恵一展」

| | | 観覧料の額(1人につき) | | |
|-------|----------|--------------|-------|--|
| | 区分 | 個人の場合 | 団体の場合 | |
| 博物館施設 | 一般 | 1,000円 | 800円 | |
| | 大学生及び高校生 | 600円 | 480円 | |
| | 中学生及び小学生 | 300円 | 240円 | |

備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者 (小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。

- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第101号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。 平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・沖3号センター中央通り線
- 3 事業施行期間 平成29年2月21日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄市中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目及び中央四丁目
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第102号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第370号で認可した 那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月21日

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・16号国際センター線
- 3 事業施行期間 平成20年6月20日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第103号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第371号で認可した 那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・浦1号神森線、3・4・52号内間牧港線及び3・2・浦1号沢岻石嶺線
- 3 事業施行期間 平成20年6月20日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第104号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第56号で認可した 那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・西5号東崎兼久線
- 3 事業施行期間 平成22年2月5日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第105号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第71号で認可した 那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月21日

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・35号前田線

- 3 事業施行期間 平成22年2月12日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第106号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第316号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線及び3・4・沖9号胡屋照屋線
- 3 事業施行期間 平成24年5月29日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成29年2月21日から同年3月7日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|-------------------------------|---------------|---------|
| 旧 | 名護市字屋部379番から 名護市字屋部320番5まで | 11.5m ~ 54.9m | 123. 9m |
| 新 | 名護市字屋部379番から 名護市字屋部320番5まで | 13.0m ∼ 13.0m | 111.8m |

沖縄県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成29年2月21日から同年3月7日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月21日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|---|----------------|---------|
| 旧 | 宮古島市伊良部字池間添1101番1から 宮古島市伊良部字池間添1089番まで | 10.6m ~ 104.6m | 175.7m |
| 新 | 宮古島市伊良部字池間添1101番1から 宮古島市伊良部字池間添1089番まで | 10.6m ∼ 82.1m | 175. 7m |

沖縄県告示第109号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 名護市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年2月15日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量(境界測量)

沖縄県告示第110号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市上地一丁目及び上地四丁目地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年7月27日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量(2級基準点測量)

公 告

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 土地改良事業の名称 | 完了年月日 |
|----------------------------|------------|
| 江崎第2地区畑地帯総合整備事業(担い手育成・支援型) | 平成26年3月28日 |
| 具志堅地区畑地帯総合整備事業(担い手育成・支援型) | 平成26年3月19日 |

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年2月21日から同年6月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び 宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。

平成29年2月21日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー喜友名店 宜野湾市喜友名一丁目515番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七

丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠

- 3 届出年月日 平成29年1月27日
- 4 変更しようとする事項 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 22台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 22台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。)

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 84平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 72平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。)

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 35立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 35立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。)

- 5 変更する年月日 平成29年9月28日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年2月21日

- 1(1) 処分をした年月日 平成28年6月7日
 - (2) 商号名 有限会社双建
 - (3) 代表者名 今出輝重
 - (4) 所在地 那覇市真嘉比3丁目4番26号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-23) 第7495号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうちガラス工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月13日付けで、建設業法第12条に基づきガラス工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年6月7日
 - (2) 商号名 株式会社ミライ電設
 - (3) 代表者名 榮野川盛弥
 - (4) 所在地 沖縄市諸見里二丁目14番13号メゾン松303号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12810号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年6月7日
 - (2) 商号名 有限会社凰建設工業
 - (3) 代表者名 仲村則子
 - (4) 所在地 浦添市当山二丁目23番15号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-26) 第10376号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年6月7日
 - (2) 商号名 株式会社財地建設
 - (3) 代表者名 中村毅
 - (4) 所在地 那覇市銘苅2丁目4番46号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第12192号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年6月10日
 - (2) 商号名 クリエイト企画
 - (3) 代表者名 湧稲國隆
 - (4) 所在地 浦添市前田二丁目15番6号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第11213号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年6月10日
 - (2) 商号名 博工業
 - (3) 代表者名 古謝博金
 - (4) 所在地 うるま市字兼筒段1254番地1B棟
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-25) 第12309号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年6月10日
 - (2) 商号名 山内工業
 - (3) 代表者名 山内哲也
 - (4) 所在地 那覇市小禄1丁目19番18号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第10851号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年6月13日
 - (2) 商号名 有限会社OSG
 - (3) 代表者名 金城若奈
 - (4) 所在地 浦添市城間三丁目6番15号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第10064号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許 可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月24日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年6月13日
 - (2) 商号名 有限会社島根組
 - (3) 代表者名 島根剛

- (4) 所在地 うるま市字田場967番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第5963号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年6月13日
 - (2) 商号名 株式会社アイムホーム
 - (3) 代表者名 渡久川剛
 - (4) 所在地 北谷町字桑江251番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-26) 第11632号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・沖3号センター中央通り線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 第一地区土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 1,057,000リットル (予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成30年3月31日
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道管理事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建

築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月9日 (木曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5 988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年4月3日(月曜日)午後2時
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 官野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。

電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成29年3月31日 (金曜日) 午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Sodium hypochlorite about 1,057,0000 to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center.

(2) DEADLINE OF DELIVERY

March 31, 2018

(3) DATE OF BIDS

2:00 p.m. April 3, 2017

(4) POINT OF CONTACT

Sewage Management Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤(脱水用) 60,000キログラム(予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成30年3月31日
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月9日 (木曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 $\overline{}$ 901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番 1 号 電話番号098-898-5 988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年4月4日(火曜日)午後2時
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室

- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成29年4月3日(月曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Polymer flocculant about 60,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center.

- (2) DEADLINE OF DELIVERY
 - March 31, 2018
- (3) DATE OF BIDS
 - 2:00 p.m. April 4, 2017
- (4) POINT OF CONTACT

Sewage Management Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,788,000キログラム (予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成30年3月31日
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道管理事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月9日 (木曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5 988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年4月3日(月曜日)午後3時
- (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成29年3月31日(金曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Polyferric sulfate about 1,788,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center.

(2) DEADLINE OF DELIVERY

March 31, 2018

(3) DATE OF BIDS

3:00 p.m. April 3, 2017

(4) POINT OF CONTACT

Sewage Management Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

沖縄県下水道管理事務所長 下 地 栄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備消耗品 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 消化ガス発電設備消耗品仕様書による。

- (3) 納入の期限 平成30年3月31日
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道管理事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 第発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月9日 (木曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5 988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年4月5日(水曜日)午前10時
 - (2) 場所 沖縄県下水道管理事務所 2 階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道管理事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年2月22日 (水曜日) から同年3月6日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県下水道管理事務所庶務班 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとす

る。

- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道管理事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成29年4月4日 (火曜日) 午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道管理事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Consumables of sewage digestion gas power generation facility 1set.

(2) DEADLINE OF DELIVERY March 31, 2018

(3) DATE OF BIDS

10:00 a.m. April 5, 2017

(4) POINT OF CONTACT

Sewage Management Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

訓令

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年2月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を廃止する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程(平成26年沖縄県訓令第108号)は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。